

明建会会則

2017.10.11 改正

2015. 5.18 改正

第1条 名 称

本会を「明建会」と称する。

第2条 目 的

本会は以下のことを目的とする。

- 1) 明治大学工学部建築学科との連携のもとに、建築に関する学術・技術の進歩発展に寄与する。
- 2) 会員相互の親睦を図る。

第3条 事務局

事務局は明治大学工学部建築学科内に設置する。

第4条 事 業

本会は第2条の目的達成のために、次の事業を行なう。

- 1) 記念事業等の開催
- 2) セミナー等の開催
- 3) 会員の表彰
- 4) 名簿の整理
- 5) ホームページの公開・運用
- 6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
上記事業の実施方法については、別途、細則を定める。

第5条 会 員

本会は次の会員をもって構成する。

- 1) 正会員(終身会員)
明治大学工学部建築学科、同大学院工学研究科建築学専攻及び明治大学工学部建築学科、同大学院工学研究科建築学専攻、同大学院工学研究科建築・都市学専攻の卒業生及び修了者。
- 2) 教員会員
明治大学工学部建築学科、明治大学工学部建築学科教室に、専任として在籍中若しくは在籍した教員。
- 3) 学生会員
明治大学工学部建築学科及び同大学院工学研究科建築学専攻、同大学院工学研究科建築・都市学専攻に在籍する学生。
- 4) 賛助会員
建築に関連した業務に携わり、入会を希望して役員会の承認を得たもの。
- 5) 名誉会員
役員会で推薦され、承認が得られたもの。

第6条 組 織

第1項 役 員

本会には、次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 事務局長 1名
- 4) 副事務局長 1名
- 5) 会 計 2名
- 6) 会計監査 2名
- 7) 代表学年幹事 若干名
- 8) 代表教員幹事 若干名
- 9) 代表学生学年幹事 若干名

第2項 名誉会長、相談役及び顧問

名誉会長、相談役及び顧問は、会長が推薦し、役員会の承認を得て置くことができる。

第3項 役員及び学年幹事、教員幹事、学生学年幹事の選出

- 1) 会長は役員会にて選出する。その他の役員{2)～6)}は会長が指名し、役員会にて承認を得るものとする。
- 2) 代表学年幹事は、役員会で、学年幹事を卒業年ごとに若干名選出し、その中から選出する。
- 3) 代表教員幹事は、役員会で、教員会員より教員幹事を若干名選出し、その中から選出する。ただし、現職教員1名以上を必ず含む。
- 4) 代表学生学年幹事は、役員会で、学生学年幹事を卒業年ごとに若干名選出し、その中から選出する。
- 5) 会計監査は、会長が2名指名し、役員会にて承認を得るものとする。

第4項 役員の仕事

- 1) 会 長:本会を代表し、会務を統括する。
総会ならびに役員会を招集するとともに議長となる。
- 2) 副 会 長:会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を代行する。
- 3) 事務局長:本会の運営を円滑に推進するための事務を行なう。
- 4) 副事務局長:事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその業務を代行する。
- 5) 会 計:本会の経理を統括する。
- 6) 会計監査:第10条に別途定める。
- 7) 代表学年幹事:正会員を代表し、会務の執行に関わる提言を行う。
- 8) 代表教員幹事:教員会員を代表し、会務の執行の決定に参画する。
- 9) 代表学生学年幹事:学生会員を代表し、会務の執行に関わる提言を行う。

第5項 役員の仕事

- 1) 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 2) 任期中に役員の仕事を行えない事態が生じ、本会の運営に支障をきたす場合は、その交替員を、会員の中から役員会において選出する。

第6項 支 部

本会には、必要に応じて明建会支部(地域、職域、女子等)を置くことができる。

ただし、支部名の頭に明建会を冠するものとする。

第7条 会計

本会の財源は、基金及びその他の収益金とする。

第8条 総会

第1項 開催

- 1) 総会は会長が招集する。
- 2) 総会は周年行事とともに開催する。ただし、臨時の開催は妨げない。

第2項 運営

総会は役員会が司る。

第9条 役員会

第1項 構成

役員会は会長、副会長、事務局長、副事務局長、会計、会計監査、代表学年幹事、代表教員幹事、代表学生学年幹事をもって構成する。

名誉会長、相談役及び顧問は会長の招聘により役員会に出席できる。

第2項 開催

- 1) 役員会は会長が招集する。
- 2) 役員会は1年間に4回以上開催する。
- 3) 役員会はその開催記録を作成し、総会に報告するものとする。

第3項 目的

役員会は次の事項を行う。

- 1) 役員を選出・承認
- 2) 事業計画案の作成及び承認
- 3) 予算案の作成及び承認
- 4) 事業計画及び予算の執行
- 5) 会計報告の承認
- 6) 会員相互の意見交流及び親睦
- 7) その他

第10条 会計監査

会計監査は事業計画案と予算案の監査及び事業の執行状況と決算について監査を行う。

付記

1. 会計年度は4月1日～翌年3月31日までとする。
2. 改正会則は2017年(平成29年)10月11日より施行する。
3. 事務局は明治大学理工学部建築学科内に設置する。
4. 会則の改定は役員会の承認事項とする。付記については役員会による決定・報告事項とする。